

会 議 録

会議の名称		石狩市福祉有償運送運営協議会		
開催日時		平成26年2月24日（月） 開会：15時00分 閉会：15時30分		
開催場所		石狩市役所 401会議室		
事務局（担当課）		保健福祉部 福祉総務課		
出席者	委 員	9名：沢田茂明、高野省輝、田岡伸義、村山俊之、幸田るり子、 藤田修作、工藤正弘（代理：中野靖弘）佐藤雅治、柏野俊子		
	事務局	4名：保健福祉部 福祉総務課 桑島課長 保健福祉部 福祉総務課 企画総務担当 宮主査 保健福祉部 高齢者支援課 田森課長 保健福祉部 障がい支援課 伊藤課長		
	申請者	2名：特定非営利活動法人 ふれあい広場タンポポのはら 法人代表：柏野 俊子 担 当 者：菊田 枝里		
公開・非公開 の状況		☒ 公開 ☐ 非公開	傍聴者数	1人
公開不可の場合 はその理由				
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 更新登録申請について 3 その他 4 閉会		
審議経過		別紙のとおり		

確 定 年 月 日	会 議 録 署 名
平成26年5月19日	会 長 沢田 茂明

1. 開 会

【事務局】

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から「平成25年度 第1回石狩市福祉有償運送運営協議会」を開会いたします。

本日は、1名の委員が欠席となりましたが、委員の過半数以上の出席がございますので、運営協議会設置要綱第5条第5項の規定によりまして、本協議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、お手元に配布しております資料の確認でございますが、事前配布資料といたしまして、申請団体の概要、福祉有償運送ガイドブック、以上の2点です。当日の配布資料といたしまして、更新登録申請書案・NPO法人ふれあい広場タンポポのはらの1点、以上の3点の資料をお配りしておりますので、ご確認をお願いします。

なお、申請書案につきましては、審議対象団体の事業活動及び個人情報等が掲載されておりますので、審議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております会議次第に従いまして、進めて参りたいと存じますが、本日の協議会は、平成24年6月1日の委員改選後、はじめての開催となりますので、会長選出までの間、事務局において進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議次第の「2. 委員紹介」ですが、事務局よりご紹介いたします。

先ず、私ども事務局の体制ですが、担当職員が変わっておりますので、紹介させていただきますと思います。私、保健福祉部福祉総務課の宮と申します。よろしくお願いいたします。続きまして、保健福祉部福祉総務課の桑島課長 です。

以上2名で、平成25年度より当運営協議会の事務局を担当しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に保健福祉部内の関係課長になりますが、まず、保健福祉部高齢者支援課の田森課長です。次に保健福祉部障がい支援課の伊藤課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様をご紹介いたします。最初に石狩市保健福祉部長の沢田委員です。次に石狩市企画経済部企画課長の高野委員です。次にダイコク交通株式会社 取締役業務部長の田岡委員です。次に石狩市連合町内会連絡協議会副会長の村山委員です。次に一般公募により選考させていただいております幸田委員です。次にNPO法人石狩市手をつなぐ育成会理事の藤田委員です。次に国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局 首席運輸企画専門官の工藤委員です。次に全自交北海道地方連合会ダイコク交通労働組合執行委員長の佐藤委員です。次にNPO法人ふれあい広場タンポポのはら理事長の柏野委員です。次に本日は欠席されていますが、石狩

市民生委員児童委員連合協議会の安保委員です。任期は、平成 26 年 5 月 31 日までとなっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議次第の「3. 会長及び会長職務代理者の選出」についてご提案させていただきます。

はじめに運営協議会設置要綱第 5 条第 1 項に基づきまして、会長の選出をいたしたいと存じます。

規定によりまして、会長は石狩市職員の中から充てることとなっておりますので、候補者は 2 名でございますが、委員の皆様からのご提案はございますか。

【委員】

事務局に一任します。

【事務局】

事務局一任とのお声がありましたので、当事務局に一任させていただきたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

【委員】

異議なし。

【事務局】

異議なしとのお声がありましたので、保健福祉部長の沢田委員を会長に選出させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事進行は、沢田会長にお願いいたします。

【沢田会長】

ただ今、会長を仰せつかりました沢田でございます。よろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、運営協議会第 5 条第 3 項に基づきまして、会長職務代理者を選出いたしたいと存じます。規定によりまして、会長が指名する者が職務を代理することとなっております。私より市企画経済部企画課長の高野委員を指名させていただきますと思いますが、委員の皆様からのご提案はございますでしょうか。

【委員】

異議なし。

【沢田会長】

異議なしとのお声がありましたので、提案のとおり高野委員を会長職務代理者に選出させていただきます。高野委員、よろしくお願いいたします。

【沢田会長】

それでは本日の議題に入りたいと存じます。本日の議題は、既登録団体に係る更新登録申請 1 件となっております。よろしくご審議いただきたいと思います。

ここで、委員の皆様一言お願い申し上げます。本協議会は公開となっておりますが、申請書類等に審議対象団体の事業活動及び個人情報等が含まれているものもございますので、審議内容に関しましては、くれぐれも秘密厳守の程、よろしくお

願い申し上げます。

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思います。

本日の議題であります「更新登録申請について」ですが、こちらの案件につきましては、柏野委員が申請団体の代表者となってございますので、柏野委員におかれましては審議委員としてではなく、申請団体の代表というお立場でのご参加となりますことを皆様には事前にご案内申し上げます。

それでは、申請団体より申請内容のご説明を願います。

【法人】

NPO法人ふれあい広場タンポポのはらの菊田と申します。本日はよろしくお願いいたします。平成18年5月に福祉有償運送の実施団体として登録の許可をいただき、7年以上が経過いたしました。現在、知的障害や、発達障害、精神障害など障害をもっており、バス・地下鉄、JRなどの公共交通機関の利用が難しい移動困難者が多くいらっしゃいます。このような方々にとっては、送迎サービスや日常生活へのサービス利用を通して信頼関係が築けているスタッフの存在は、利用者にとっては大きな安心につながります。そのため、当法人では福祉有償運送事業を今後も行っていきたいと考えています。

さっそくですが、申請団体の概要を説明させていただきます。

運送の実施主体は、特定非営利活動法人で1事業所となっております。

運送の区域に関しては、石狩市と札幌市となっております。

使用車両については、法人所有車両として9台。そのうち福祉自動車は、車いす車が2台うち1台は軽自動車、兼用車が1台その他セダン等については、6台のうち5台は軽車両となっております。

旅客の範囲については、対象者についてですが53名。身体障害者が13名、知的障害者が40名。その他の障害が2名となっております。

運転者の要件ですが、運転者数は13名。そのうち13名全員が移送サービス運転協力者講習会、またはサンビック福祉移動サービス運転者研修を修了しています。その他セダン型については、介護福祉が7名、国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了しているものが3名、訪問介護員などが3名となっています。

運行管理等については、運行管理の責任者は選任済みです。自動車の運行管理体制も整備済みです。安全運転管理者等講習は受講済みとなっています。

また、運行管理責任者の業務については左の審査基準のとおり実施しています。

運転者証については、作成済みで運転者が常に携帯しています。

自動車に関する表示は、運送者の名称、有償運送車両の文字、また登録番号を書いたステッカーを全車両に表示しています。

旅客の名簿についても作成しています。

次に整備管理についてですが、整備管理責任者は選任済み。整備管理体制も整備済みとなっております。

事故の対応等については、事故対応責任者は選任済み。また対人対物は無制限となっております。

苦情処理体制についてですが、苦情処理責任者は整備済み。苦情処理体制も整備済みとなっております。

対価については、距離制運賃を行っています。運賃については、1キロあたり60円。また、運送の対価以外の対価として迎車料金については、1キロ20円としています。ただし10キロを超えた場合については、一律200円となっております。また、複数乗車の対価については、1キロ60円、迎車については、1キロ20円の設定金額で乗車人数を割って計算しています。

また、違反者及び新たに登録した運転者に関しては、特別行政法人自動車事故対策機構の適性診断を受診しましたので、診断票を添付書類として提出させていただきました。

以上、概要となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

【沢田会長】

菊田さんから説明がありましたが、今見た書類もありますので、内容の確認のため5分程度お時間を取りましてから、質問・意見等をお受けしたいと思います。

【田岡委員】

資料を見てみますと、きっちりやってらっしゃるので、問題は無いと思います。スピード違反は気を付けないといけないと思いますがね。

【佐藤委員】

ひとつお聞きしたいのですが、運転者が例えば、業務以外で自家用車を運転して違反した場合は、どのような手続きを行うようになっているのですか。

我々タクシー会社では告知義務があり届出を出すこととなっておりますが、どのようになっていますか。

【法人】

書類で提出することにはなっていないのですが、今回違反している者はすべて自家用車での違反であり、業務中に違反ではないのです。そういった場合は必ず運行管理者に口頭で報告する義務は設けています。書類で報告する方が良いのですかね。

【佐藤委員】

そうですね。形で残ることとなりますので。

【法人】

わかりました。

【工藤委員】

更新するということですが、今回初めての更新ですかね。

【法人】

2度目の更新となります。

【工藤委員】

区域や車については、変更はないのですかね。

【法人】

そうですね。車については、法人で保有しているものと、リースの車がありますので、そこについては、定期的に交換というかたちになります。

【工藤委員】

運送の区域は、もともと石狩と札幌市の2つですね。

【法人】

はい。

【工藤委員】

田岡委員もおっしゃってましたが、運転記録証明を見ると、自家用車ではありませんが3年連続で速度超過の違反している方もおりますが、安全運転に注意していただきたいと思います。

【沢田会長】

他に何かございませんか。

(な し)

【沢田会長】

色々ご意見がありましたので、今後の運行業務に反映していただければと思います。この団体の申請を認めるということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【沢田会長】

それでは、申請団体を認めるということで決定いたします。

事務局は、本協議会の決定を受け、申請団体に対し「合意文書」を交付すると共に、団体におかれましては、この後の申請事務手続を速やかに行っていただくようお願いいたします。

続きまして、会議次第の「5. 今後の協議会開催予定」につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

次回の協議会の開催予定ですが、本年6月30日を以って登録期間満了となる団体が2団体あります。運輸支局への申請事務の手続きを考えますと、5月中に開催する方向で考えております。2団体と協議し、日程を調整していきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【沢田会長】

ただ今の事務局の説明に関して質問等はございますか。

(な し)

それでは、以上で、本日の運営協議会を閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。